

# 令和3・4・5年度伊丹市交通局入札参加資格審査申請要領

令和3・4・5年度（有効期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日）において伊丹市交通局が発注する物品等の入札（見積り）に参加するための資格の審査を申請される方は、次の要領により書類を提出してください。

（注）「物品等」とは、具体的に以下のことを指します。

- ・乗合バス車両
- ・軽油
- ・廃車バス車両売却
- ・乗合バス車載機器
- ・車両整備関連（令和2年12月15日、「車両整備用品」から「車両整備関連」に変更しました。）  
なお、すでに車両整備用品で申請済みの業者については、車両整備関連で申請があったものとします。
- ・アドブルー
- ・大型バス用洗車機
- ・自家用給油施設
- ・乗務員用制服

※その他の物品・工事発注等に係る入札（見積り）参加については、伊丹市への登録情報を準用するため、伊丹市交通局で独自に申請受付は行いません。これらに参加を希望される場合は、伊丹市において入札参加資格審査申請手続きを行ってください。

## 1. 受付期間

**令和2年12月14日（月）から令和3年1月19日（火）17時まで**

※年度途中での受付は原則として行いません。必ず上記期間に申請をしてください。

## 2. 申請方法

受付期間内に別紙「提出書類一覧」に掲げる書類を郵送もしくは持参の方法により提出してください。

<提出・問合せ先>

〒664-0014

伊丹市広畑3丁目1番地

伊丹市交通局総務課財務係

（電話）072-781-3753 （FAX）072-781-5711

なお、各様式については伊丹市交通局ホームページからダウンロードしてください。

※トップページ右上の「契約・入札」ボタンをクリック→「入札参加資格審査申請の受付」をクリック→必要書類をダウンロードと進んでください。

## 提出書類一覧

No	提出書類	備考
A	入札参加資格 審査申請書	本申請書は、委任状、使用印鑑届を兼ねています。申請者の実印及び入札、見積、契約の締結、代金の請求等に使用する印鑑を押印して下さい。
B	債権者登録申請書	必要箇所に押印してください。「使用印鑑」は、入札、見積、契約の締結、代金の請求等に使用する印鑑を押印して下さい。「会社印」は、使用している場合のみ押印してください。
C	提出書類確認表	提出書類に不備があった場合等の連絡先を記入してください。
D	商業登記簿	法人の場合のみ、法務局発行の商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を提出して下さい。個人の場合は不要です。
E	印鑑証明書	法人の場合は法務局、個人の場合は市町村発行の証明書を提出して下さい。
F	納税証明について	伊丹市内に本店又は営業所を有する場合は、国税及び伊丹市税の納税証明を提出して下さい。それ以外の方は、国税の納税証明を提出して下さい。 ※欠損のため課税されていない場合は、その旨の証明を提出して下さい。課税されていない旨の証明については、任意様式に課税されていない旨を明記し、業者名、代表者名を記入し、使用印鑑を押印したものを提出して下さい。
	納税証明 (伊丹市税)	伊丹市内に本店、営業所等を有する場合のみ、伊丹市の全ての市税(市民税、固定資産税及び都市計画税等)について未納の税額がないことの納税証明を提出して下さい。申請書様式のF「納税証明交付申請書」に必要事項を記入し、伊丹市役所1階市民自治部まちづくり室市民課で提出いただき交付を受けて下さい。 なお、新型コロナウイルス感染症等の影響により税等の徴収猶予を受けている場合は、上記の納税証明に代え、「徴収猶予許可証明書」の写しを提出して下さい。
	納税証明 (国税)	法人税(個人の場合は所得税)及び消費税の納税証明(法人の場合:様式その3-3、個人の場合:様式その3-2)を提出して下さい。 なお、新型コロナウイルス感染症等の影響により税等の徴収猶予を受けている場合は、上記の納税証明に代え、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書(その1)」を提出して下さい。
G	財務諸表	最近1年間の貸借対照表及び損益計算書を提出して下さい。(個人の場合は所得税の確定申告時に提出する決算書でも可。但し、税務署の受付印押印後のものに限りません。)
H	許可証明書	営業を行うにあたって資格・許可・届出等を必要とする場合は、営業関係の登録・許可証等を提出して下さい。
I	誓約書	伊丹市暴力団排除条例及び伊丹市交通局契約等からの暴力団排除に関する要綱に基づき、誓約書を提出してください。使用する印鑑は、代表者印です。

注1) 故意に虚偽の事項を記載したものや必要な事項が抜けたものは、登録完了後であっても受付を取り消すことがあります。また、上記書類の他、必要に応じて別途書類の提出を求めることがあります。

注2) A、B及びI以外は写しも可とします。但し、拡大又は縮小したもの及び印影が明瞭でないものは不可とします。D、E及びFは申請日において発行後3ヶ月以内のものを提出して下さい。

注3) 書類等の提出にあたり、マイナンバーが記載された状態での書類提出がなされた場合、返却の上、マイナンバーを消去された状態での再提出を求めることとなります。

### 3. 申請内容の変更

入札参加資格審査申請書提出後に、次に掲げる事項について変更が生じた場合や営業を休止もしくは廃止した場合は、直ちに「入札参加資格審査事項変更届」によりその旨を届出して下さい。提出部数は、変更届、添付書類とも1部です。変更届等の用紙は、伊丹市交通局のホームページからダウンロードして下さい。

変更事項	添付書類
所在地、商号又は名称及び代表者の氏名	商業登記簿謄本（コピー可）
実印	印鑑証明書（コピー可）
受任者に関する住所、営業所名、氏名	委任状
営業に関する許可、登録等	許可書等の写し又は証明書（コピー可）
使用印鑑	使用印鑑届
電話番号、FAX番号	なし

\*上記変更事項のうち伊丹市交通局と直接契約を行う営業所の所在地、営業所名、代表者等の変更については、債権者登録申請書も併せて提出して下さい。

### 4. 審査結果について

本申請に対する審査結果については、2月末頃までに伊丹市交通局ホームページに「令和3・4・5年度 入札参加資格者名簿」(PDF)を掲載するので、それをもって審査の結果通知とします。当該PDFを掲載するまでは電話等によりお問い合わせいただいたとしても、お答えできかねますのでご注意下さい。

### 5. 前回入札参加資格申請時からの変更点について

- ①前記4.により、紙による申請に係る受理通知書の送付を廃止します。
- ②今回より入札参加資格の有効期間が3年度分となります。
- ③伊丹市税の納税証明の申請窓口が市民課（市役所1階）に変更されています。
- ④伊丹市税の納税証明書が電子公印を使用した帳票に変更されています。
- ⑤新型コロナウイルス感染症等の影響による税等の徴収猶予を受けている方も申請可能です。
- ⑥申請区分について、追加項目があります。